

電報通信の普及は、  
 日本国運の隆衰に  
 大なる影響を  
 与ふるものなり  
 故に其の普及を  
 急務と爲すべし  
 此の爲め、  
 各省に電報局長  
 を任命すべし  
 其の職務は、  
 電報の通達を  
 監督し、  
 電報の設備を  
 改良し、  
 電報の料金を  
 低廉にすべし  
 此の爲め、  
 各省に電報局長  
 を任命すべし  
 其の職務は、  
 電報の通達を  
 監督し、  
 電報の設備を  
 改良し、  
 電報の料金を  
 低廉にすべし

電報通信の普及を促進するに關する法律

省	廳名	官又は 職	氏名	備考
電報通信省	大臣	電報通信監	鈴木恭一	前委員
	事務局長		山下知二郎	全
	施設局長		坂田一	前委員
	電報官選長官		堀島毅	全
關東廳	關東電報局長		玉直敬三	全
關西廳	關西電報局長		武内正平	
關東廳	關東電報局長		小野孝	
關西廳	關西電報局長		高野與作	前委員
關東廳	關東電報局長		足羽則之	
關西廳	關西電報局長		馬井雅善	前委員

學識経験者	東京大学助教授	今野源八郎	前委員
	日本放送協會技術局長	小松繁	全
	日本電報通信工業聯合會會長	渡邊武爾	全

電報通信の普及は、  
 日本国運の隆衰に  
 大なる影響を  
 与ふるものなり  
 故に其の普及を  
 急務と爲すべし  
 此の爲め、  
 各省に電報局長  
 を任命すべし  
 其の職務は、  
 電報の通達を  
 監督し、  
 電報の設備を  
 改良し、  
 電報の料金を  
 低廉にすべし  
 此の爲め、  
 各省に電報局長  
 を任命すべし  
 其の職務は、  
 電報の通達を  
 監督し、  
 電報の設備を  
 改良し、  
 電報の料金を  
 低廉にすべし



電氣通信調整審議會令

内閣は、電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五號)第四十六條の二第六項の規定に基き、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一條 電氣通信調整審議會(以下「審議會」という。)は、電氣通信省設置法第九條第一項第十一號の二から第十一號の五までに掲げる事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認めらるる事項を關係大臣に建議する。

(任期等)

第二條 學識経験のあつる者のうちから委嘱された委員の任期は、二年とし、その缺員が生じた場合の補缺委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(會長)

第三條 委員により會長として互選された者は、會務を總理する。

2 會長に事故があらむときは、あらかじめ副會長として委員の互選した者がその職務を代理する。

(議事)

第四條 審議會の會議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 審議會の會議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは會長の決するところによる。

(庶務)

第五條 審議會の庶務は、電氣通信省の大臣官房において處理する。

(雜則)

第六條 第四條に定めるものを除く外、議事の手續に關し必要事項は會長が定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。



電氣通信省設置法抜粋

第五條 電氣通信省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため左に掲げる権限を有する。

一乃至十四略

十四の二 法令の定めるところに従い、政府機関、個人又は會社その他の團體の電氣通信施設の建設保存の計畫を調整し、承認し、許可し、及びその實施を監督すること。

十四の三 法令の定めるところに従い、電氣通信機械の割當をすること。

十四の四 法令の定めるところに従い、政府機関、個人又は會社その他の團體の電氣通信業務の運営の計畫を調整すること。

十四の五 法令の定めるところに従い、電氣通信施設並びに電氣通信

用の設備及び業務に關する統計、記録その他の資料を關係政府機関から提出せしめること。

十五以下略

第九條 大臣官房においては、電氣通信省の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一乃至十一略

十一の二 政府機関、個人又は會社その他の團體の電氣通信施設の建設保存の計畫を調整し、承認し、許可し及び計畫の實施を監督すること。

十一の三 電氣通信機械の割當をすること。

十一の四 政府機関、個人又は會社その他の團體の電氣通信業務の運営の計畫を調整すること。

十一の五 政府機関、個人又は會社その他の團體の電氣通信施設及び電氣通信用の設備及び業務に關する統計、記録その他の資料を作成し、及び保存すること。

十六の六以下略



(電氣通信調査審議會)

第四十大條の二 電氣通信調査審議會 第九條第十一號の二から第

十一號の五までに掲げる事務の圓滑な遂行を認るための組織とする。

2 電氣通信大臣が第五條第十四號の二から第十四號の五までに掲げる権限を行使するには、電氣通信調査審議會の議決を経なければならぬ。

3 電氣通信調査審議會は前項に掲げるものの外、第一項の事項に關して關係各大臣に建議することができぬ。

4 電氣通信調査審議會は、委員十五人以内を以て組織する。委員は關係各廳の職員及び學識経験ある者のうちから内閣總理大臣が委用する。

5 此の法律に定めるものの外、電氣通信調査審議會に關し必要な事項は、政令で定める。